

平等主義的リベラリズムは可能か？

瀧川 裕貴

本稿の目的は近年の規範理論の主流となっており、かつ福祉国家の哲学的基礎づけとしての役割をも担う、平等主義的リベラリズムの理論を批判的に検討することである。前半では、リベラリズムから平等主義を導こうとするドゥウォーキンの議論を検討し、彼の理論構成が実質的な平等を確保するためには不適當であることを指摘する。後半では、平等主義からリベラリズムを導こうとするアーネソンの議論を検討し、彼の理論が善の構想に対する規範的制約の事実上の無化を帰結してしまうことを指摘する。結論では、両者がリベラリズムと平等主義との両立を論証することに失敗していることを明らかにし、その原因を、彼らの議論が「資源」や「厚生」といった価値排除的概念に依拠した理論構成になっていることに求める。最後に、これらに代わりうる新たな理論的方向性を示唆する。

1 はじめに

現代規範理論においては、J. ロールズや R. ドゥウォーキン、そして、それを批判的に継承した R. アーネソンや G. A. コーエンらの「平等主義的リベラリズム (egalitarian liberalism)」が隆盛である。これらの理論は、「福祉国家」や「社会権」の保障といった営みに対する正当化、あるいはそうした方向性をさらに推進していこうという意図の下に展開されていると考えることが可能である。しかしながら、現実世界に目を転じてみれば、まったく逆の事態の進行に気づく。すなわち、少子・高齢化という人口構成上の変化や金融市場の世界的拡大に主導されたグローバリゼーションの進展に伴い、福祉国家の「危機」が、少なくとも言説レベルにおいては、左右陣営を問わずさかんに喧伝されるようになっているのである。ここ

には、現実世界に対する実効性をほとんど発揮することなく、そしてそうした状況に対する反省を伴うことなく、純粹理論レベルでの議論が、「精緻化」し「進歩」していくという奇妙な構図が見受けられる。こうした理論と実践の乖離状況において、現実の「複雑さ」の前に諦観を示したり、現実の「非倫理性」を責めたてたりすることは容易なことである。しかしながら、歴史が繰り返し教えるところにしたがって、このような乖離は、つねに理論の側の「危機」の徴候として理解されなければならない。

本稿ではとりわけ次の点に問題の本質をみる。すなわち、各人の生き方に対する非干渉という「消極主義」を旨とするリベラリズムが、政府による福祉政策や社会保障などの「積極的な」アクションを必要とする平等主義と本当に両立可能であるといえるのか。もちろん、これは、いわゆる「自由」と「平等」とのジレンマとして古くから議論されてきた問題であり、ロール

ズの「正義の理論」の目的が「ロック的伝統」と「ルソー的伝統」との和解をめざすものであったことはあまりにも有名である。しかし、本稿で問題化しようとする主題は、こうした古典的な問題とは次の点で異なっている。すなわち、古典的な議論において、「自由」は主に経済的所有権として理解されており、したがってこのような「自由」の主張が「経済的平等」との両立を困難にする、という問題の構図は比較的わかりやすいものであった¹。これに対して、現代のリベラリズムが力点をおくのは、多様な世界観、価値観の信奉の擁護である。つまり、自らの価値観に対する干渉の排除こそが「自由」の内実とされているのである。このような意味での「自由」がはたして「平等」と両立するかどうか、ここに一つの大きな問題系が存在する。このような認識は、これまでの論者によってほとんど共有されてこなかった。本稿が解明しようとするのは、「自由」と「平等」の新たなジレンマともいべきこの問題である。

2 リベラリズムと平等主義についての概念的考察

本稿の問題関心は、平等主義とリベラリズムは両立可能か、ということである。そこで、この問題設定の意図を明らかにするためには、筆者が「リベラリズム」および「平等主義」なる概念によって何を意味しようとしているのかを明確にしなければならない。本節では若干の概念的考察がこの目的のために与えられる。筆者の概念規定においては、「リベラリズム」とは「正の善に対する優位」というテーゼを信奉する理論のことであり、「平等主義」に関しては、古典的リベラリズム批判への現代的応答としての「資源の平等」と「厚生平等」の二つの構

想が挙げられることになる。

2-1 リベラリズムと「正の善に対する優位 (priority of the right over the good)」

リベラリズムという思想は、歴史的にも理論的にも実に多様であり、限られた紙幅において包括的に論じることは、不可能である。そこで、近年、特に影響力を増していると考えられる、ある種のリベラリズムの理論に射程を絞ることとする。

本論文におけるリベラリズムとは「正の善に対する優位」テーゼを奉じる規範理論のことである²。「正の善に対する優位」なる原理は、もともとロールズ (Rawls [1971][1988]) によって提唱されたものだが、ここではより一般的なかたちでその特徴を定式化しておこう。この原理を特徴づけるのは、以下の二つの命題である。

- ① いかなる善の構想も正義による制約を受けなければならない (制約性の要請)
- ② 正義は、さまざまな善の構想に対して中立的でなければならない (中立性の要請)³

①の制約性の要請は、ロールズによる功利主義批判の文脈において定式化されたものであり、功利主義が厚生、あるいは各人の善の構想に対して無制約であることについての批判である。それによると、正義は、善の構想に「先立って (in advance)」存在し、「いかなる善の構想が道理的であるかについての制約を課す」(Rawls [1971:31]) 役割を担う。すなわち、正義と抵触するような各人の善の構想を排除する役割を担うものである。平等論の文脈では、「攻撃的選好」や「高価な嗜好」⁴などが正義の審査にかけられることになる。かくのごとく、この制約性の要請はロールズに端を発する現代リベラ

リズムの「存在理由」として解することができるだろう。

②の中立性の要請は、正義は、各々の善に対して不偏の立場に立たなければならないという要請である。この要請についての相異なる解釈は、すぐ後に扱う平等主義の構想の相違を帰結する。中立性の要請と平等主義との密接な関係性は次のような思想的文脈に位置づけることでよりよく理解することが可能となるだろう。それは以下のような文脈である。

個人の自由に対する国家の中立性を主張した J. S. ミル流の古典的リベラリズムに対して、和解不可能なものを和解させようとしていると批判したのは、『ゴード綱領批判』の K. マルクスであった。その批判の要点は、生産手段の私的所有とその不均等を前提とした形式的平等は、何らの実質的平等を保障しないということにある。かくして、マルクスはリベラリズムと実質的な平等との両立を不可能な要求であるとみなした。ゆえに、平等主義的リベラリズムは、マルクスの古典的リベラリズム批判に対する現代的応答として理解することができる。では、平等主義的リベラリズムはこの批判に対していかなる応答を用意しているのだろうか。

2-2 平等主義——「資源」と「厚生」

ところで、そもそも平等主義とは何であるかを網羅的に述べるのは難しい。というのも、現代規範理論においては、「何の平等か」という点がまさに問われているからである⁵。しかし、本稿の目的にとっては次のような非厳密な定義を施すことで十分である。平等主義とは、各人が自らの生き方を物質的・社会的に制限されないように、実質的な「利益」ないし「機会」を各人に対して平等に保障すること、である⁶。こうした定義で十分である理由は、ここで扱

うのは平等主義についての二つの主要な構想、「資源の平等」と「厚生の平等」だけであり、かつリベラリズムとの両立可能性を体系的に議論するに足る水準に達しているのはこの二つの構想だけだと思われるからである。

二つの平等の構想の相違を理解するためには、前述した思想的文脈に位置付けることが必要となる。「資源の平等」は、いわばリベラリズムの側からのマルクスの平等主義への応答である。生産手段の不均等所有が問題であるならば、それを平等化すればよいという発想である。さらに、現代リベラリズムは次の点でマルクスの議論自体を超えていく。われわれにとって問題なのは、単に生産手段の不平等な分配だけではなく、包括的な資源一般の分配である、と。一方、このアイデアがリベラリズム的であるというのは、これが本質的には「所有権」というアイデアの拡張にほかならないからである。すなわち、平等に与えられた「資源」は各人の善の構想に対する「予算制約」として働く。この「制約」が、各人にとって自らの善の構想が正義に反するか否か、道理的であるか否かを判断するための準拠点として機能するのである。この意味で「資源の平等」はリベラリズムから平等主義へと到達しようとする試みであるといえることができる。

一方の「厚生の平等」はマルクスの実質的平等へのより直接的なコミットメントを示している。ただし、指摘したように、マルクスの平等の構想は生産手段の不均等のみを問題にするという点で、経済的な平等しか考慮に入れないという偏狭さをもっている⁷。この背後にはマルクスが労働のみを人間の「客観的善」とした独断的前提が隠されている。この点から言えば、善の構想を不偏に扱うという「中立性の要請」に反しているのは、むしろマルクスの方な

のである。以上の議論から「厚生平等」はマルクスの平等主義のエッセンスに忠実でありつつ、リベラリズムの中立性の要請を堅持しようとする立場であるということが出来る。すなわち、諸個人の各々の厚生観に対して分けへだてなく、一律にその成功度合いを等しくしようというアイデアである（ただし、近年の理論では、個人の責任という考えを重視するため、実際には「厚生平等」ではなく、「厚生への機会の平等」が提唱されることになる）。このようにして「厚生平等」は平等主義から出発してリベラリズムとの両立可能性を模索する試みであるとみなすことができる。

2-3 平等主義的リベラリズムとは何か？

最後にリベラリズムと平等主義との関係について述べよう。両者の位相の相違を確認しておこう。リベラリズムは、各々の善の構想の間での不偏性、中立性を主張するのに対して、平等主義は各人格の間での平等性を主張する。このように、リベラリズムと平等主義は本来、異なる理論である。したがって、リベラルであって非平等主義的な理論、逆にリベラルではない平等主義的な理論なるものの存在を想定することも理論上は可能である。前者の例としては、ノージック流のリバタリアニズムがそうであり、後者の極端な例としては単一の善の構想に対する実質的な機会を各人に平等に割り当てるような平等主義の構想が考えられる。

では、本来的には異なった位相にあるはずの平等主義とリベラリズムを総合するとしたら、それはどのような形態をとるのであろうか。本稿では、平等主義的リベラリズムを以下のような理論として理解する。すなわち、正義の制約を満たすいかなる善の構想を抱くいかなる個人に対しても、平等な「機会」を保障するべきだ

と主張する理論のことである。

しかし、ここに疑問が生じる。「機会」とは、価値負荷的な概念である。われわれは、何らかの個別の価値や善に応じて、それに対する機会の有無を議論する。例えば、教育の機会や就職の機会など。つまり、それぞれの個別的な善の構想と対応して定まるのが機会という概念なのである⁸。したがって、政府なり何らかの公的機関なりが、諸個人に対して平等な「機会」を提供しようとする場合には、その背後には諸個人にとって共通であるべき価値、もしくは善の構想が前提とされなければならないはずである。しかるに、リベラリズムは正義の制約を満たす限りでのいかなる善の構想に対しても中立的であらんとする。こうした相反するベクトルをもつ二つの理論、リベラリズムと平等主義は、本当に両立可能であるのか。これが本稿において探求する問題である。

さて先ほど示唆しておいたように、平等主義的リベラリズムへと至る道には次の二つがある。一つは、リベラリズムから平等主義へと至る道で、これはロールズやドゥウオーキンのような「正統派リベラリズム」が採用するものである。彼らの平等理論は、「資源の平等」である。もう一つは、平等主義からリベラリズムへと至る道でこれはアーネソンやJ. E. ローマーらの「分析的マルクス主義」が採用するものである。彼らの理論は、本質的には「厚生平等」である。この相違はおそらく彼らの思想史的出自の相違に基づくものであるが、仮に平等主義的リベラリズムの理論が成功しているとしたら、その完成形においてこうした区別を行うことは意味がない。しかし、これから示すように両者の論証は残念ながら、平等主義的リベラリズムを導くことに成功していない。それぞれが一方から他方へと至る径路の途中で頓挫しているの

ある。すなわちリベラリズムは平等主義へと到達することができず、平等主義はリベラリズムへと至ることに失敗しているのである。それゆえ、平等主義的リベラリズムの論理を再構成するにはこの二つの道を区別して検討することが必要となる。

3 リベラリズムから平等主義へと至る道——ドウウォーキンの「資源の平等」

最初に検討するのはドウウォーキンの理論である。この選択の理由は以下の通りである。ロールズに関してはすでに多くの研究が存在すること、またドウウォーキンの議論の方がリベラリズムの論理をある意味で典型的に表現していること、最後に後に検討するアーネソンとの議論との比較が容易であること、の三点である。

3-1 批判対象としての厚生の平等

平等主義のもっとも「素朴な (naive)」構想とは、厚生の平等、すなわち各人の善の構想の成功度合いを等しくすることが平等の目的である。ところが、リベラリズムはほぼ例外なくこのような素朴なかたちでの厚生の平等を批判する。厚生の平等という構想にリベラリズムの原理と反する何かが存在すると考えているからである。したがって、リベラリストによる厚生の平等批判の論理を追跡することにより、逆にリベラリズムによって提唱される代替的な平等の構想の内容を理解することができるだろう。

ドウウォーキンによる厚生の平等批判の背後に存在するのは、何であろうか。それは正義の制約性の要請に対するコミットメントである。すなわち、ある種の善の構想に対して規範的な制約を設ける基礎的な原理が存在しなければならない、ということがドウウォーキンによる厚

生の平等批判の背後にある根本的確信なのである。

では、具体的にドウウォーキンが問題視するのはいかなる善の構想なのであろうか。攻撃的嗜好などの明らかに正義に反する嗜好を除外した上で、なお問題化されるのは、「高価な嗜好 (expensive taste)」である。ドウウォーキンは、以下のような反例を挙げて高価な嗜好の問題が厚生の平等にとって致命的であることを示そうとする。

ある社会が厚生の平等という理想に関する何らかの構想に従って、厚生の平等を何とか達成できたと想像しよう。さらに、その社会は事実として (おそらく単なる偶然によって) すべてのひとに平等な富を与える分配を通じて厚生の平等を達成していると仮定する。いま誰か (ルイス) が熟慮によって現在は抱いていない趣味や野心を開発しようとしているとしよう。その趣味や野心は、次の意味で高価である。すなわち、いったんそれが開発されてしまったら、より多くの富を得ることなしには、以前のような厚生を得ることができないようなものである。(Dworkin [2000:49])

社会はこのルイスの趣味に対して補償を与えて再び厚生の平等を達成すべきなのだろうか。ドウウォーキンは、この問いに対して否と答える。彼の厚生を補償するために他者の資源を減らし彼により多くの資源を与えることは「不公正 (unfair)」だというのである。

この議論にはリベラリズムの信奉者としてのドウウォーキンの思考様式が典型的に見て取れるだろう。彼にとって必要なのは、ある種の善の構想が「公正」なものであるかどうかを問うための基準である。言い換えれば、善の構想を

制約する権能をもつ正義の基準である。もちろん、厚生への平等はそれ自体としてある種の厚生観を「公正」であるか否かを審査する権能をもたない。というのは、厚生への平等はまさにルイスが彼の補償の根拠として訴えている基準そのものだからである。かくして、ドウウォーキンが採用する基準、それこそが「資源の平等」なのである。

3-2 高価な嗜好はなぜ問題なのか？

厚生への平等は、いかなる善の構想に対しても実質的な保障を与えるという意味で、一見するとリベラルな平等主義を体現しているかにみえる。それは、いかなる善の構想に対しても「中立的」に保障を行なっているように思えるからである。ゆえに、ドウウォーキンは、高価な嗜好を補償の対象から除外することがリベラリズムの原理に反しないだけでなく、その原理に適ったものなのだとすることを明確に示す必要がある。しかし、ドウウォーキンの論理は、それほど明確なものではなく、解釈の作業を必要とする。また、この解釈問題に対してはいくつかの異なった議論が可能となるだろう。

一つの解釈はそれが自発的な選択であったという点に注目するもので、高価な嗜好は本人が選択したものであり、本人の選択から生じた結果に対しては補償がなされるべきではないという議論である。これを「選択に対する責任」という議論とよぶことができる。

選択に対する責任という議論をドウウォーキンの議論の核心として解釈し流布させたのは、ドウウォーキン理論の批判的継承を行なっているアーネソン (Arneson [1989])、コーエン (Cohen [1989])、ローマー (Roemer [1996]) らである。ここで多少、議論を先取りしよう。アーネソンらは選択に対する責任を基本的原理

として、ドウウォーキンの議論の非一貫性を主張する。ドウウォーキンが選択に対する責任を基本的原理とするならば、選好と資源の間に線を引くことは間違っている。結局のところ、選択されたわけではない選好というものも存在するから、というのである。そこで、彼らが資源の平等に代替するものとして主張するのは、「厚生への機会の平等」¹⁰である。厚生への機会の平等という構想においては、あらかじめ各人の善の構想を同定した上でそれに応じた資源を分配するという順序になる。しかし、この戦略を採った場合、後に詳論するように、リベラリズムの「制約性の要請」を侵害してしまうことになる。

「選択に対する責任」という解釈に関しては後の議論に譲るとして、ここでは、ドウウォーキンの議論を解釈するもう一つの仕方について考える。リベラリズムの原理に忠実であろうとすれば、選択に対する責任という解釈ではなく、こちらの解釈を採らなければならない。この解釈は「正しい環境」を前提として形成された選好に対しては個人が責任を負うべきだという議論として理解できる。この議論を「正しい環境下での選好に対する責任」(あるいは単に「選好に対する責任」と呼ぼう)。

3-3 選好に対する責任

解釈を展開する前に、人が厚生を達成するための制約についての一般的な理解を確認しなければならない。これは「高価な嗜好」がドウウォーキンの理論にとって占める概念的位置を確定するために必要となる作業である。

一般に人が自らの厚生を獲得するためには、二つの制約が存在するといえよう。

① 物的財ならびに自己の能力という制約

② 自己の職業あるいは趣味に関する他者の欲求、および評価の布置という制約

①は所有財産や個人の身体的・精神的能力を指し、これらが厚生を達成するための制約として働くということは、一応は明らかであろう。

②はまさに「高価な嗜好」がカテゴライズされるところのものであるが、こちらに関しては多少説明を要するかもしれない。具体的に例を挙げよう。もし、自己の趣味が市場において多数派であるとしたら生産における規模の経済が働き、結果としてその趣味を安価で手にいれることができる (Dworkin [2000:69])。高価な嗜好はちょうどその逆のケースである。すなわち、自己の趣味が多数の他者にとって、それほど魅力的でないのであれば、結果としてその趣味を実現することは高価な代償を必要とするのである。

ここまでくればドゥウオーキンが高価な嗜好を補償の対象外とする論拠は見えてくる。彼の戦略は①と②の線引きを選好と資源の区別に重ね合わせることである。すなわち、資源不足に関しては補償されるべきであるが、選好の相違に基づく不利に関しては補償はなされるべきではない、とすることである¹¹。そこであらためて問題となるのは選好と資源の線引きの根拠である。

仮に、ここで選好／資源の相違を選択／運の相違に重ね合わせた場合、「選択に対する責任」という解釈と軌をいつにすることになる。しかし、ドゥウオーキンのオリジナルな議論は、選好に関する偶然性を排除するという理論的方向性を明確に否定している。「資源の平等は、ある人の選好が高価であったり、挫折してしまうことになるかを決定してしまうような、そうした偶然性を矯正する理由を持たないのである」

(Dworkin [2000:69])¹²。

それでは、選択／運の区別に代わるような、選好と資源の間の線引きの根拠は何なのか。ここで、ドゥウオーキンの議論において要の位置を占める、ある社会制度についての理論を理解することがポイントなる。その制度こそ「市場」にはほかならない。リベラリズムの要請は、社会制度が特定の善に対してあらかじめ価値を認め優遇することに対する禁止を意味している。ドゥウオーキンの想定にしたがえば、こうした要請を満たすための最適な社会制度は、市場である。市場は特定の善を「えこひいき」することはない。諸個人の善の構想の成功度合いは、市場における他者の評価・欲求(選好)の全体的な布置のみによって決定される。ドゥウオーキンは市場のこの機能を積極的に評価し、それを自らの理論の核に据えるのである (Dworkin [2000:66-68])。

かくして、ドゥウオーキンの議論の真のポイントは、市場という社会制度を前提とし、他者の評価に対する期待を織り込みつつ形成された選好に対しては個人が責任を持つべきだという点にある¹³。つまり、先に述べた厚生を達成する二つの制約に関して、前者の資源による制約は補償するべきだが、後者の市場における他者の欲求や評価に由来する制約に関しては補償すべきではないというのである。正義の対象となるのは各人が市場に参入する際の「手持ち分」に当たる資源のみであって、市場において各人が実際にどの程度成功するのかは、それがたとえ偶然に左右されるものであるとしても、正義が介入すべき問題ではない(とする)。要するに、彼の理論は、資源の平等な初期配分から出発し、市場におけるワルラス的均衡を正義の状態とする議論の自然な延長上に存在するのである。

この議論は、アーネソンやコーエンが主張す

る「選択に対する責任」とは似て非なるものである。最大の相違は、選好が先か、資源が先か、という点にある。アーネソンの場合、各人の善の構想が「環境」以前に存在し、基本的には（理想的に形成された）いかなる善の構想であっても平等な成功を保障される。厚生への損失に対して補償が行なわれないのは、それが個人のコントロールできる要因による場合（例えば、怠惰や不注意）である。しかし、ドウウォーキンの場合、各人の善の構想は、公正な資源の分配＋市場という「正しい環境」を前提としてはじめて形成されるものと考えられている。そして、「正しい環境」の下で形成された選好に関しては、それが自発的に選択されたものであろうとなかろうと正義が補償する必要はないというのである。

まとめると、以下のようになる。ドウウォーキンにとって、最も重要とされるのは、正の善に対する優位というリベラリズムのテーゼである。社会制度の正義は、公正な資源の分配＋市場というメカニズムによって実現される。市場という社会制度を重視する結果、アーネソンらという意味での善の構想の「実質的な」機会の平等は保障されない。市場という社会制度を採用すること自体が、ある特定の善の構想に対して有利に働き、別の構想に対しては不利に働くという事が容易に予期できるからである¹⁴。しかし、ドウウォーキンの議論においては、市場がある特定の善の構想を「偏愛」することは、正義が特定の善の構想を優遇することとは異なる。なぜなら、リベラルな個人は市場という制度を前提として自らの善の構想を形成・変更することが可能であるか、もしくはそうすべきである、と考えられているからである¹⁵。したがって、この意味での中立性の要請は市場というメカニズムによってクリアされることと

なる¹⁶。

3-4 資源の平等の正当性について

ドウウォーキンの議論は、巧妙なものである。リベラリズムの正義の制約性の条件（「正しい環境」という制約）が、同時に平等主義の表現（「正しい環境」は資源が平等な状態である）にもなっているからである。すなわち、資源の初期配分が、各人の善の構想に対して、その手持ち分を超えてはならないという意味での道徳的な制約を課す。例えば、高価な嗜好はこの手持ち分を超えた要求を行うという意味で、正義の対象たる資格のない非道徳的な選好として同定される。一方で、その資源の初期配分がまさに平等であることによって、平等主義の要求も満たすことを可能にしているのである。かくして、各人の善の構想に対して「正しい環境」という制約を課しつつ、その制約をクリアした後での善の構想の成否については正義が介入することはない（中立性の要請）という、平等主義的リベラリズムが実現されたかのようにみえる。

しかし、ドウウォーキンの成功は表面的なものに過ぎない。問題は、「正しい環境」をいかにして構築することが可能かということである。つまり、「資源の平等」の「正当性」はどこに存するのか、ということである。

原理的なレベルでみれば、ドウウォーキンの暗黙の想定、平等な資源の分配＋市場というメカニズムがなにゆえ公正なものといえるのか、という点について疑問を呈することができよう。仮に平等な資源から出発することが可能であったにせよ、その後の市場メカニズムによる「多数者の声」によって決定される分配パターンが、なにゆえ正義に適ったものだといえるのか。

しかし、こうした疑問を措くとしても、次の問題は彼の理論にとって致命的である。すなわ

ち、市場における他者の評価を正当なものに見なした上で（つまり、各人の善の構想に介入することなしに）、なお資源の平等を達成することは本当に可能なのか。結論を先取りすると、市場に対する何らかの介入なしには実効的な資源の平等を達成することは不可能である。なぜなら、資源についての差異をどの程度補償するかという水準も、（後に述べる）仮想的保険市場における他者のリスク評価に（ドゥウォーキンが考えている以上に）左右されるからであり、ドゥウォーキンが望むほどの資源の平等が達成されるか否かは、その意味での偶然性につねに左右されるからである。

周知のように、ドゥウォーキンが資源の平等を達成するために採用するのは仮想的オークションと仮想的保険市場である。仮想的オークションは、物的財のような相互に移転可能な外的資源を平等化するメカニズムであり、ワルラス的均衡をもってその所期の目的が達成される。一方の仮想的保険市場は、移転不可能な内的資源（ハンディキャップや才能）を平等化するために用いられるメカニズムである¹⁷。このメカニズムには次の二つの機能が期待されている。一つは、各人が自らの選好および社会全体における能力の分布については知っているが自分の能力がどの程度のものであるかは知らないという「薄い無知のヴェール」¹⁸の下で、能力の不足に対する保険を掛けることによって能力レベルの差異を無効にすること、もう一つは、保険を掛けることで能力の差異についての「剥き出しの運」を、各人が各々で補償の水準を決定できるという「選択の運」に変換すること、である。

保険メカニズムは、現実の市場に参入する以前に、「正しい環境」たるべき資源の平等を達成するためのメカニズムであり、かつ給付水準が選択の運のみによって決定されるためのメカ

ニズムである。したがって、ここでは各人はいかなる偶然性にも左右されずに「自由に」給付水準を決定することができなければならないように思われる。なぜなら、これこそが、市場における分配に対して正当性を与える基礎的条件となるからである。それゆえ、平等な分配を達成した後の市場メカニズムを通じた、すなわち偶然性に左右された分配パターンを仮に許容するとしても、平等な分配そのものを確保すべく設けられたこのメカニズムのレベルにおいては、各人が市場における他者の評価という偶然性に左右されることを拒否するべき十分な理由がある。

各人が自らの給付水準を自由に決定できる、ということの意味は、例えば、リスクを嫌う者は多くの掛け金を払って十分な給付水準を、リスクを好む者は掛け金を節約し少ない給付水準を選択できるというようなことである。こうした条件が確保されてはじめて仮想的保険市場によって達成される資源分配を公正なスタートラインとして承認することができる。しかし、実際には、このような意味での「自由」な決定は可能ではない。どの程度の水準の補償がなされるかは社会の成員の間のリスク選好の分布によって決定されてしまう。つまり、能力の不足やハンディキャップへの補償の水準は他者のリスク選好に左右されるのである。仮に、「薄い無知のヴェール」の下でリスクを嫌う個人がハンディキャップに対する十分な補償を望んだとしても、社会成員の大部分がリスクを好むのであれば、保険システムにプールされる掛け金は少なくなり、結果としてリスクを嫌う個人が十分な給付金を受け取ることはできない¹⁹。ドゥウォーキンは、おそらくこの結果に満足しないだろう。しかし、市場における他者の評価の布置を矯正すべき偶然性を見なさないのであれば、

結局のところ資源に恵まれない不遇な個人は貧しい暮らしを甘んじて受けなければならない。

正しい環境の下での選好形成という前提があつてはじめて自己の選好に対する責任という議論は成立する。したがって、その前提となる「正しい環境」は、他者の選好の分布という偶然性に左右されてはならないはずである。あるいは、そのような偶然性に左右されるのであれば、資源の平等は、各人が市場に参入する以前のスタートラインとして機能しなくなってしまうだろう。かくして、ドゥウォーキン論議は「正しい環境」を構築することに失敗している。リベラリズムの論理によって平等主義を正当化しようとするドゥウォーキン論議は破綻しているといわざるをえない。

4 平等主義からリベラリズムへと至る道——アーネソンの「厚生への機会の平等」

ドゥウォーキンのオリジナルな議論には問題点があることがわかった。それでは、選択に対する責任を分配的正義の核心に置く議論のほうはどうか。アーネソンは選択に対する責任という考えを中心に、「資源の平等」を「厚生への機会の平等」へと置き換え、ドゥウォーキン論議の「再配置」を試みた。しかし、結論からいえば、この種の解釈にも決定的な難点が存在する。ドゥウォーキンが最初に擁護しようとした「善に対する正の優位性」テーゼ、とりわけ、正義の制約性の要請が侵害されるのである。彼の解釈では、正義の条件がまず先にあつて各人が善を形成するというリベラリズムの基本的な人格観が否定される。さらに致命的なことは、各人の善の構想に対する規範的制約が事実上無化されてしまうことである。したがって、アー

ネソンの理論はドゥウォーキン論議の発展的継承として位置づけるよりも、まったく異質な前提をもつ対立的な平等理論として位置づけるのが正しい。以下ではこの点について留意しながら「厚生への機会の平等」の基本的ロジックを確認しよう。

4-1 中立性と分配に関する主観主義

ドゥウォーキンの議論はリベラリズムの制約性の要請を出発点とするものであつたのに対し、アーネソンが重視するのはリベラリズムの中立性の要請である。そして、彼は「善に対する中立性」が意味すべきものの説得的な解釈としての「分配に関する主観主義 (distributive subjectivism)」を提唱する²⁰。分配に関する主観主義とは次のような主張である。

分配的正義の立場から公正な取り分として数えられるべきものを決定するという目的にとって、個人の資源についての適切な測度は、当人自身の（おそらく、完全情報と完全な熟慮的合理性をもって省察したらもつであろう構想に適合するように修正された）厚生に依る構想によって重みづけられた、その個人にとっての資源の重要性の関数である。(Arneson[1990:159])

要するに、資源は、各人の主観的な厚生（善）の構想に応じて分配されなければならないのであり、何らかの「客観的な」基準をそこにもちこんでなければならないということである。かくして、分配に関する主観主義は、各人の善の構想に対して何らの差別を行なうことなく一律な処遇を行なうものであり、それゆえ中立性の要請を体現するものなのだ、というのである²¹。ただし、分配に関する主観主義は、資源が各人の厚生に応じて分配されるべきだと主張するだ

けであって、それがどのように分配されるべきであるか、については何もいっていない。例えば、ドウウォーキンが批判の対象とした「厚生への平等」もこの分配に関する主観主義の集合に属する。そこでアーネソンは、ドウウォーキンの批判を回避しかつ分配に関する主観主義に留まることができるような平等の構想を唱えるのである。それが「厚生への機会の平等」である。

4-2 厚生への機会の平等

「厚生への機会の平等」の基本的なアイデアは以下の通りである。彼が注目するのは、人は人生においてさまざまな選択肢に直面し、自らの選択によってその結果を引き起こし、さらにまた選択肢に直面し……、という事実である。この事実から、彼は「個人の完全な可能的人生史を与える決定樹」を構築するよう提案する。そして厚生への機会の平等は次のように概念化される。諸個人が同じ決定樹に面する、つまり、それぞれの個人の、最善の選択肢の期待値、セカンドベストの選択肢の期待値、……、n ベストの選択肢の期待値が同一のとき、個人の間で厚生への機会の平等が確保されている、と (Arneson [1989])。

厚生への機会の平等は、資源の平等といかに異なるのか。また、「高価な嗜好」の問題に対してどのように対処するのか。ドウウォーキンの挙げたルイスのケースに即して説明しよう。この構想の場合、ルイスの高価な嗜好を補償すべきかどうかを決定する際に重要となるのは、それが熟慮の末に形成された選好 (合理的な選好) であるのか、それとも非自発的な要因によってもたされたものであるのか、ということである。個人が高価な嗜好を熟慮の末に自ら選択した場合、その選好に対する補償を行なわなくとも、彼の厚生への機会の平等は満たされて

いる。なぜなら、彼はより高い厚生をもたらす選択を行なうことも可能だったからである。こうした自発的に陶冶された限りでの「高価な嗜好」に対しては、それに補償を行なうという反直観的な帰結が回避される。とはいえ、アーネソンの理論では、仮に高価な嗜好が非自発的にもたされたものである場合、彼に選択の余地は存在しなかったのであり、そのときには、社会は彼の高価な嗜好に対して補償がなされなければならない。

このアーネソンの議論においては選好がいかにして形成されるのかという点についての議論が決定的に重要となる。そこで、アーネソンの考える厚生の特徴を見てみよう。本稿の問題関心と関連するのは、次の二つの特徴である²² (Arneson [1989])。

- ① 自己配慮的な選好 (self-regarding preference) であること
- ② 理想的に考えられた選好 (ideally considered preference)、合理的選好 (rational preference) であること

①の条件は、攻撃的選好などのやっかいな選好をあらかじめ除外するために設けられたものであり、制約性の条件を明示しないアーネソンの理論の文脈においては、いくぶん恣意的である。さらに問題なのは②の条件である。彼は、具体的にいかなる状況が理想的であるのか何も語っていない。本来ならば、この条件の特定化が、制約性の条件を同定するために欠かすことができないはずであるのに、である。残念ながら、アーネソンの議論においては、ローマーが指摘するように、「理想的な状態でしっかりと形成された選好は妄想に過ぎない」(Roemer [1996=2001:312])。

ドゥウォーキンの理論では、善の構想に先立つ正義の構想（資源の平等）が存在することによって、選好に対する制約が働き、理想的・道徳的な（reasonable）選好とは何かを特定することができた。しかし、アーネソンの理論においては、選好に対する規範的制約としてドゥウォーキンの正義の構想に代わりうる理論的装置は用意されていない。ドゥウォーキンの選好／資源の区別を選択／運の区別に変えたとき、善の構想に先立つ正義の構想という考え方は失われてしまったのである。たしかに、アーネソンの理論はいかなる善の構想であろうともそれに対する実質的な機会を平等に保障することができる。この点では、ドゥウォーキン理論よりもリベラリズムの中立性の要請をより自然な形で満たしてはいる。しかし、彼の理論は、もう一つの重要な要請である制約性の要請、すなわち、善に先立ち善に対する規範的制約として働くべき正義が必要だという要請を無視してしまっている。したがって、平等主義からリベラリズムへと自然な移行が可能であるとする彼の主張は間違っているといわざるをえない²³。

4-3 選択に対する責任という制約

ただし、アーネソンの議論においても無制限な厚生への平等に対して働く制約は存在する、と考えられるかもしれない。それが選択に対する責任という制約である。この選択に対する責任という考えには、すでに多くの批判が存在している²⁴。したがって、本稿では要点だけをかいつまんで述べることにする。本稿の関心にとって第一に問題となるのは、選択に対する責任という「制約」は、正義がもってしかるべき制約性よりも、ある意味でより「控えめな」ものだ、ということである。第一に、選択に対する責任という「制約」は各人の善の構想に先立って存

在するのではなく、事後的にそれが自発的なものであったかどうかを審査するという機能をもつに過ぎない。したがってそれは、われわれが自らの善の構想を形成していくにあたって参照したり規範的制約条件として考慮に入れたりするような正義の構想たりえない。第二に、選択に対する責任という「制約」において、ある選好が正義の対象となりうるかどうかを決めるのは、自発的／非自発的という選好の外的条件だけであって、選好それ自体の価値評価を行うことはない。したがって先に述べたように、選択に対する責任という制約はさまざまな非道徳的な選好を排除することができない。

選択に対する責任という議論がそれ自体として説得力があるのかどうかにも疑問を呈することができよう。スキャンロンは自発的な選択が正義の対象外となるのは、それが選択可能だったからという根拠によるのではなく、それが周辺的な（peripheral）選好だからだと論じている（Scanlon [1975:665]）。実際、高価な嗜好の例としてよく挙げられる「高いシャンパンを飲む」という嗜好などはそうした「直観」によって説明するほうがむしろ自然であろう²⁵。

さらに、選択を考慮に入れた厚生への機会の平等は、平等主義の理論としてみた場合においても、本当に魅力的なものであるといえるのか。次の例を考えてみよう²⁶。アーネソンの議論にたとえば、決定樹を構成する選択枝の期待値の集合が等しいとき、彼らは平等である。ここで、AとBという二人の個人が存在して、彼らは同じ決定樹に直面していると仮定しよう。二人は火山のある島への移住を考えている。彼らが選んだそれぞれの土地において火山の噴火によって害をこうむる確率は、もちろん同一であり、さらにごくわずかな確率であったとしよう。Aは運良く、火山の噴火による被害から逃

れることができたのに対し、Bの選んだ土地はまともにその被害を受けてしまった。その結果、AとBとの厚生の間にはとてつもない落差が生じた。さて、アーネソン流の厚生への機会の平等は、二人は同一の決定樹に面していたのだから、両者は平等だといわなければならない。これは、まことに反直観的な帰結ではないだろうか。

5 結論

ここまでの議論をまとめよう。ドウウォーキンの理論はリベラリズムから出発して平等主義へと至ろうとする試みである。彼の理論が確立しようとしたのは、無制限な善の構想を批判する正義の理念であった。ドウウォーキンの議論には、リベラリズムの精神、「善に対する正の優位」、善に対して正義による規範的制約を確保するという精神が貫かれている。しかし、この原理をつきつめると、いかなる善の構想に対しても実質的な機会を保障することが不可能であることはもちろんのこと、彼が提唱する資源レベルでの平等さえも達成することはできないということが明らかになった。

アーネソンの議論は、逆に平等主義から出発して、善の構想に対する制約として、選択に対する責任という控えめな原理を導入するものである。しかし、この制約は規範的制約としては明らかに不十分なものであり、非道徳的な選好であっても補償の対象としてしまうケースを許容してしまう。要するに、厚生への機会の平等は善に対して寛容過ぎるのである。また、平等主義としてみた場合にも、決して魅力的であるとはいえない理論となっている。この側面からみれば、厚生への機会の平等は厳格過ぎる、といえるかもしれない。

以上の議論より、リベラリズムと平等主義を両立させようというドウウォーキンとアーネソンの試みが失敗していることが明らかとなった。もちろん、このことをもって平等主義的リベラリズム一般の不可能性が厳密に「証明」されたとすることはできない。しかし、こうした方向性が実り少ないものであると「推定」するだけの根拠は示されたと考える。そうであるとするならば、残された道はリバタリアンのリベラリズムや極端な平等主義しか存在しないということになるだろうか。このような答えを出すのは性急であるように思われる。もう一度、平等主義的リベラリズムの主張を確認しよう。それは、「正義の制約を満たすいかなる善の構想を抱くいかなる個人に対しても平等な『機会』を保障すべきだと主張する理論」のことであった。これに対して、筆者は冒頭部分において、機会の概念の価値負荷性を指摘し、このプロジェクトの可能性に疑問を呈した。では、あらためて問おう。平等主義的リベラリズムの発想はどこで間違っているのか。

筆者が考えるところでは、平等主義的リベラリズムは、「資源」や「厚生」といったあまりにも抽象的かつ価値排除的概念に依拠しているところに問題の根源が存在する。もちろん、これは、平等主義的リベラリズムが中立性の要請——正義はさまざまな善の構想に対して中立的でなければならない——を固持しようとするために払われた代償である。しかしながら、われわれが日常世界で出会う「資源」には具体的な名前とそれ独自の論理が「付着」しており、善の構想は「主観的」な「厚生」ではなく「客観的」な価値主張を伴っている。要するに、われわれの世界は、さまざまな社会的・文化的価値規範によって彩られた世界なのである。われわれが自らの善の構想を追求し、それに対する

「資源」を要求する際には、それらについての客観的価値に対する社会的承認の主張が含まれている。もちろん、問題は、こうした承認要求の妥当性をいかに判定するかという点にある。アーネソン流の平等主義は、このような各人の善に対する客観的な価値の妥当性の評価を放棄している。これに対して、ドゥウォーキン流のリベラリズムは正義の善に対する中立性を堅持して、それを市場に委ねる。たしかに、市場は、自己の価値主張が他者からの承認を得るためのシステムではあるが、それは他者の主観的評価の単なる「集積」であってそれが何らかの客観的価値を体現していると断定するのは妥当ではない。ドゥウォーキンの擬似市場に頼った平等の正当化はこの限界を表している。

われわれにとって必要なのは、市場以外に価値の承認を行うシステムである。こうしたシステムは、何らかの意味で、さまざまな善の構想の価値の序列づけを伴うであろう。このことは、正義の理由として特定の善の構想に訴えることを意味し、したがって中立性の要請は侵害されることになる。つまり、善の構想に対する規範的制約が正義以外の価値によって行なわれることを許容するのである。しかし、このようなシステムなしには、われわれは真の多様性と品位ある生を送ることができただけの実質的な保障を得ることはできないのではないだろうか。そして本来、平等主義的リベラリズムが到達しようとしていた目標はこのような実質的な保障であったように思う。

現時点でこうした代替的構想の候補となりうるのは、次の四つの構想であると思われる。

- ① 人間の機能集合を包括的に平等化するのではなく、基本的な部分にのみ注目する「基本的潜在能力の平等」(Sen [1992=1999])

- ② 善の構想についての積極的な討議を許容する「討議民主主義」
- ③ リベラリズムの価値を一つの包括的な善の構想として積極的に提示する「卓越主義的リベラリズム」(Raz [1986])
- ④ 伝統や慣習、共同体の論理によって善の構想に一定の規範的制約を与える「コミュニタリアニズム」(Waltzer [1983=1999])

これらの議論は、彼ら自身が認めようと認めまいと、さまざまな善の構想に対して実質的な評価を行っているという点で平等主義的リベラリズムとは異なっている。これらの構想のうち、どれが望ましいのか、あるいは、まったく異なる別の構想が存在するのか。そして、とりわけ本稿で論じた「自由」や「機会」の価値負荷性を明示的に考慮したとき、これらの理論がどのように修正をされなければならないのか。この点について論ずることは、本稿の課題を超えている。ここで言えることは、規範理論と現実世界との接点を取り戻すためにはこうした方向性こそが模索されなければならないということである。

注

- (1) それゆえ「自由」と「平等」を巡るロールズとR. ノージックとの論争は、ロールズが「所有権」を「基本的諸自由」として数えないことによって、よく言えば肯定的に解決されたのである（もちろん、悪く言えば彼らの論争はすれ違いに終わったのである）(Nozick [1974=1992])。
- (2) したがって、例えばJ. ラズ (Raz [1986]) のような「卓越主義的リベラリズム」は、以下で見る「中立性の要請」を満たしておらず、ここでの「リベラリズム」のカテゴリーからは排除されるこ

- とになる。
- (3) 中立性の要請とその批判については Alexander and Schwarzchild [1987] も参照。
- (4) 「攻撃的選好」とは、他者の幸福が低下することに対して正の選好をもつことをいう。「高価な嗜好」に関しては、後述する。
- (5) 論争の発端は Sen [1980]、その概観については、Daniels [1991] および Cohen [1993] を参照。
- (6) もっと一般的な定義を施すとすれば、平等主義とは人々の生活におけるさまざまな変数（所得、富、権利）のうち、ある一定の変数を評価の対象として選び出し、当の変数を平等化すること、などとできるだろう (Sen [1992=1999])。しかし、理論的であるとともに歴史的な概念として平等主義を考えた場合、このような平等の定義は空虚であり、本稿で採用するメリットは存在しない。
- (7) したがってマルクスの思想は、ジェンダー間やエスニシティ間の不平等の問題、あるいは生産能力において不利な立場にある障害者の問題などへの視点を決定的に欠くという難点をはらんでいた (Cohen [1995])。
- (8) かつて、I. バーリンはその啓発的な論考の中で、自由の大きさは、われわれ自身の価値および当該社会が重視する価値によってははからなければならない、ということ了指摘した (Berlin [1969=1971:317-318])。この「自由」を「機会」に置き換えてみれば（この文脈において、この置き換えは許容できるだろう）、「機会」が価値負荷的な概念であるということが理解できるだろう。また、Gray [1989=2001:63-96] も参照。
- (9) 責任の概念は、次のような迂回路を通ることによってリベラリズムの中心に位置することになる。出発点はロールズである。ロールズは人々の間で社会的な基本財を平等（正確には格差原理にしたがった分配）にする論拠として、現実の分配における社会的・自然的偶然性という道徳的に恣意的な影響の排除を挙げた (Rawls [1971:73-75])。いわば、このネガとして、恣意的でないもの——道徳的人格が持つ道徳的力としての合理性の行使→責任という推論が行なわれる。したがって、個人の選択の行使に関しては正義が補償する必要はないという結論が導かれる。
- (10) コーエンが唱えるのは、「厚生への機会の平等」ではなく「優位へのアクセスの平等 (equal access to advantage)」である。これは、「資源」と「厚生」を、いわば足して2で割ったような構想であるが、その内実に関しては必ずしも明確ではない。
- (11) ただし、ここでいう資源とは物的財のような外的財だけではなく、精神的・肉体的能力といった内的資源も含まれる。
- (12) ドウウォーキンによる厚生への機会の平等に対する再反論も参照 (Dworkin [2000:285-303])。
- (13) 彼自身の解答は、選好は個人の人格を表現するのであり、選好を人格から切り離れた外的な資源として扱うことはできないというものである。しかし、ドウウォーキンは個人の能力をも資源と見なしていることに注意しよう。すると、コーエンが指摘するように、通常その人の能力も人格を表現するものと考えるのが自然である以上、選好だけが人格を表現すると考えるのは恣意的である。
- (14) 過去にネーゲルはこのロジックをもってロールズの正義の理論の「偏向性」を指摘したことがある (Nagel [1973])。
- (15) この「べき」性はドウウォーキンが個人倫理の規範理論として「生の挑戦モデル」を奉じていることに由来する (Dworkin [1990])。
- (16) これこそが1節で指摘したところの、「中立性」の解釈に対する、ドウウォーキンとアーネソンとの相違の内実である。
- (17) ドウウォーキン自身の議論ではハンディキャッ

ブと才能を区別して煩雑な議論を展開しているが、ここでは単純化のためそれらを同一視する。これによって筆者によるドゥウオーキン理論に対する反証が損なわれるものではない。

- (18) ただし、「薄い無知のヴェール」という概念装置をドゥウオーキン自身は採用していない。この表現はローマーが導入したものである。しかし、ドゥウオーキンが「資源の平等」を正当化するためにはこの類の装置は必須になるものと思われる。
- (19) Lippert-Rasmussen [2001:553] は本稿とは異なった視角から同種の問題について論じている。
- (20) アーネソンの分配に関する主観主義を展開した論文の結論で次のように述べる。「私は、国家が善き生の問題に対して中立的であるべきだ、というリベラルな政治哲学を彫琢しようとするプロジェクトに共感する……この論文は『善に対する中立性』が意味するものについての説得力のある解釈としての分配に関する主観主義を理由を持って受け入れる際に立ち現れる反論を論駁しようとする試みであった」(Arneson [1990:194])。
- (21) ここでも再びドゥウオーキンによる「中立性」の解釈との相違に注意したい。
- (22) アーネソンの定式化に忠実であるならば、厚生とは、選好の充足であること、および、セカンドベストな選好であること、が付け加えられなければならない。ちなみにセカンドベストな選好とは、

人が自分の選好を変化させる際にかかるコストを計算に入れた選好のことである(対して、こうしたコストを計算しないものをファーストベストの選好という)。

- (23) アーネソンの議論とは異なる「資源の平等」に対する魅力的な代替案としては、コーエンの議論がある(Cohen [1989])。コーエンの議論は、厚生ではなく優位(advantage)へのアクセスの平等を主張する。ここには、アーネソンと異なり、厚生に対する規範的制約を課したのものとして優位の内実を設定する余地が存在する。しかし、彼自身認めるように、現時点では、コーエンの考える優位の内実は明らかではないので、ここでの検討から外した。また以下で述べられる「選択に対する責任」批判は、基本的にはコーエンの理論にも適用可能である。
- (24) メタ倫理的な観点からの議論はFrankfurt [1988]、実質的な倫理的原理という観点からの批判はAnderson [1999]などが挙げられる。
- (25) ただし、スキャンロンのように人間の利害の客観的な序列づけを行なうことがリベラリズムのテーゼと抵触しないかどうかはまた別の問題である。
- (26) この例は、Lippert-Rasmussen [1999:482-484]におおむねしたがっている。

文献

- Alexander, L. and M. Schwarzschild 1987 "Liberalism, Neutrality, and Equality of Welfare versus Equality of Resources", *Philosophy and Public Affairs* 16:85-110.
- Anderson, E. S. 1999 "What Is the Point of Equality?", *Ethics* 109:287-337.
- Arneson, R. 1989 "Equality of Opportunity for Welfare", *Philosophical Studies* 56:77-93.
- 1990 "Liberalism, Distributive Subjectivism, and Equal Opportunity for Welfare", *Philosophy and Public Affairs* 19:158-194
- Berlin, I. 1969 *Four Essays on Liberty*, Oxford University Press. =1971 小川・小池他訳、『自由論』、みすず書房。

- Cohen, G. A. 1989 "On the Currency of Egalitarian Justice", *Ethics*, 99:906-944.
- 1993 "Equality of what? : On Welfare, Goods, and Capabilities", M. Nussbaum and A. Sen (eds.) *The Quality of Life*, Clarendon Press.
- 1995 *Self-Ownership, Freedom, and Equality*, Cambridge University Press.
- Daniels, N. 1990 "Equality of What? : Welfare, Resources, or Capabilities?", *Philosophy and Phenomenological Research* 50:273-290.
- Dworkin, R. 1990 "Foundations of Liberal Equality", *The Tanner Lectures on Human Values*, University of Utah Press.
- 2000 *Sovereign Virtue*, Harvard University Press.
- Frankfurt, H. 1988 *The Importance of What We Care About*, Cambridge University Press.
- Gray, J. 1989 *Liberalism : Essays in Political Philosophy*, Routledge. =2001 山本貴之訳, 『自由主義論』, ミネルヴァ書房。
- Lippert-Rasmussen, K. 1999 "Arneson on Equality of Opportunity for Welfare", *Journal of Political Philosophy* 7:478-487.
- 2001 "Egalitarianism, Option Luck, and Responsibility", *Ethics* 111:548-579.
- Nagel, T. 1973 "Rawls on Justice", *Philosophical Review* 82:220-233
- Nozick, R. 1974 *Anarchy, State, and Utopia*, Blackwell. =1992 嶋津格訳, 『アナキー・国家・ユートピア——国家の正当性とその限界——』, 木鐸社。
- Raz, J. 1986 *The Morality of Freedom*, Oxford University Press.
- Rawls, J. 1971 *A Theory of Justice*, Harvard University Press.
- 1982 "Social Unity and Primary Goods", A. K. Sen and B. Williams (eds.) *Utilitarianism and beyond*, MSH and Cambridge University Press.
- 1988 "Priority of Right and Ideas of the Good", *Philosophy and Public Affairs* 17:251-276.
- Roemer, John E. 1996 *Theories of Distributive Justice*, Harvard University Press. =2001 川本隆史・木谷訳, 『分配的正義の理論』, 木鐸社。
- Scanlon, T.M. 1975 "Preference and Urgency", *The Journal of Philosophy* 72:655-669.
- Sen, A., 1980 "Equality of What?", McMurrin ed. *The Tanner Lectures on Human Values*, vol.1, University of Utah Press.
- , 1992, *Inequality Reexamined*, Oxford University Press. =1999 池本・野上・佐藤訳 『不平等の再検討——潜在能力と自由——』 岩波書店。
- Walzer, M. 1983 *Spheres of Justice: A Defense of Pluralism and Equality*, Basic Books. =1999 山口晃訳, 『正義の領分——多元性と平等の擁護——』, 而立書房。

(たきかわ ひろき、日本学術振興会、takikaw@nifty.com)

Is Egalitarian Liberalism Possible?

TAKIKAWA, Hiroki

Japan Society for the Promotion of Science

takikaw@nifty.com

The purpose of this paper is to examining the theories of the egalitarian-liberalism critically. In the first half, Dworkin's argument which is going to draw liberalism from egalitarianism is considered, and in the second half Arneson's argument which is going to draw egalitarianism from liberalism is considered, and it is shown clearly that both have failed in demonstration of the compatibility with liberalism and egalitarianism. Finally, the possibility of the alternative theory which can be replaced with these is suggested.

 有斐閣

出版案内
(価格は税別)

東京・神田・神保町2/Tel.03-3265-6811
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

◎図書目録送呈◎

共に生きられる日本へ
一九〇〇円
(有斐閣選書)

宮島 喬著◎外国人施策とその課題
外国人労働者の滞在長期化に伴う子どもたちの教育、就職や家族の医療等の問題を考え、共に生きられる日本社会を構想する。

日本社会学の挑戦
五二〇〇円
A5判

庄司興吉著◎〈変革〉を読み解く研究と文献
日本社会学は、日本社会をどのように分析してきたか。80年代から今日までの動向をテーマ別に分類した文献レビューで総覧。

環境運動と新しい公共圏
四七〇〇円
A5判

長谷川公一著◎環境社会学のパスpekティブ
現代日本の環境運動とそれが担うべき公共圏についての社会学の考察。環境運動の可能性を描き出す新時代の「運動的政策論」。

ライフコースとジェンダーで読む家族
一七〇〇円
(有斐閣コンパクト)

岩上真珠著
個人化・多様化する現代家族のライフコースを縦軸に、ジェンダーの視点からアプローチする、家族社会学入門。

組織と経営のための実践ファイルドワーク入門
四六判二三〇〇円

佐藤郁哉著
企業倫理、官僚制組織、ジェンダーなど組織がもつ多様な側面について深く知り、変えていくためのファイルドワーク。

現代組織学説の偉人たち
二九〇〇円
A5判

デリック・S・ビュー／デービッド・J・ヒクソン著 北野利信訳
◎組織パラダイムの生成と発展の軌跡